

1月定例教育委員会会議

(議 案)

議案第1号

学校教育法施行細則の一部改正について

学校教育法施行細則（平成20年美祢市教育委員会規則第13号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年1月27日提出

美祢市教育委員会教育長 中本喜弘

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（平成20年美祢市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第2条関係）

年 月 日

様

美祢市教育委員会 印

年度小(中)学校入学通知書

下記のとおり学校教育法施行令第5条により通知します。

記

児童(生徒)氏名			
生年月日	年 月 日	性別	
入学指定校	小(中)学校		
入学期日	年 月 日		

備 考	
-----	--

<留意事項>

1. 指定校以外の学校への入学を希望する場合は下記連絡先へ御相談ください。
2. 入学式の日時及び入学準備等についてのお知らせは、当該学校長から連絡いたします。
3. この通知書の内容に誤りがある場合、又は住所を変更された場合は、速やかに下記連絡先までご連絡ください。
4. この通知書は大切に保管し、入学式に学校へ持参してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第2号

スクールバス及びスクールタクシーによる通学支援事業実施要綱の制定について

スクールバス及びスクールタクシーによる通学支援事業実施要綱を次のとおり制定するものとする。

令和2年1月27日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

(趣旨)

第1条 この告示は、美祢市立小学校及び中学校の統廃合等により、通学の支援が必要となる児童生徒に対し、美祢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うスクールバス及びスクールタクシー（以下「スクールバス等」という。）による通学支援事業について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 教育委員会は対象となる児童生徒について、スクールバス等の運行により通学の支援を行う。

(対象者の報告)

第3条 学校長は、教育委員会に対し、前年度の10月末までに対象となる児童生徒を報告しなければならない。また、転居等により対象となる児童生徒に変更がある場合は、速やかに報告しなければならない。

(運行計画)

第4条 スクールバス等を利用する児童生徒が在籍する学校の学校長は、毎月20日までに翌月のスクールバス運行計画を策定し、教育委員会の承諾を受けなければならない。また、運行計画の変更等が発生した場合については、教育委員会に速やかに報告しなければならない。

(乗降場所)

第5条 スクールバス等の乗降場所については、教育委員会が定めるものとする。

(運行業務の委託)

第6条 教育委員会は、スクールバス等の運行及び整備その他必要と認める業務の全部又は一部を委託することができる。

(受託者の遵守事項)

第7条 前条の規定により委託を受けた者は、常に安全に留意し、天候の急変、道路の崩壊、事故その他スクールバス等が安全に運行できないと認められる状況が生じた場合は、直ちに学校長に報告し、適切な措置を講じなければならない。

(運転者の遵守事項)

第8条 スクールバス等の運転者は、関係法令を遵守し安全な運行を図るよう努めなければならない。

2 運転者は、市内の児童生徒の通学の用に供する車両の日常点検を行い、常に良好に運転できる状態を維持し、車両の乗務状況を記録しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第9条 スクールバス等を利用する者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) スクールバス等の運転手が安全確保のために行う職務上の指示に従い、安全運転に協力すること。
- (2) 車内を清潔にすること。
- (3) その他教育委員会の指示すること。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

議案第3号

通学困難認定基準の制定について

通学困難認定基準を次のとおり制定するものとする。

令和2年1月27日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

(趣旨)

第1条 この訓令は、美祢市立小中学校児童生徒に対する通学支援に関する条例施行規則(令和元年規則第17号。以下「規則」という。)第2条第3項の規定における通学支援の認定基準を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 この訓令による通学支援の認定に当たっては、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当していなければならない。

- (1) 車両の通行が多い通学路で、路側帯や歩道が整備されていない場合
- (2) 高低差が大きい通学路で、2キロメートル以上の通学を行う場合
- (3) 民家がわずかで人通りがなく見通しの悪い通学路が続く場合
- (4) 危険な交差点や長いトンネル等により、通学の安全が確保できない場合
- (5) 規則第2条第1項及び第2項で規定されていない区域で、住居から学校までの距離が小学校4キロメートル、中学校6キロメートルを超える児童生徒又は本人の障害等により通学に支援を必要とする場合

(その他)

第3条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

議案第4号

特別天然記念物秋吉台保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について

特別天然記念物秋吉台保存活用計画策定委員会設置要綱を次のとおり制定するものとする。

令和2年1月27日提出

美祢市教育委員会教育長 中本喜弘

(設置)

第1条 特別天然記念物秋吉台を将来にわたって適切に保存活用し、後世に継承していくための保存活用計画（以下「計画」という。）を策定するため、特別天然記念物秋吉台保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱又は任命した日から計画が策定される日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委嘱後最初の会議は、教育委員会が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財保護課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

報告第 1 号

美祢市立秋吉台科学博物館協議会委員の委嘱及び解嘱について

美祢市立秋吉台科学博物館協議会委員の委嘱及び解嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則(平成 20 年美祢市教育委員会規則第 5 号)第 4 条第 1 号の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 1 月 27 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

- 1 臨時代理年月日 令和 2 年 1 月 1 日
- 2 委員の任期 委嘱日から令和 2 年 3 月 31 日まで
- 3 委員の氏名

区分	氏 名	所 属	委嘱・解嘱日	備考
委嘱	吉田真由美	美祢市立秋吉小学校校長	平成 31 年 4 月 1 日	
解嘱	中村 浩司	美祢市立秋吉小学校校長	平成 31 年 3 月 31 日	